

記載例

別紙

電気用品製造事業届出書

届出を行う当該電気用品の型式の区分

平成 年 月 日 (電気用品の区分：電子応用機械器具)

近畿経済産業局長 殿

〒 540-8535
住所 大阪市中央区大手前1丁目1番1号
ふりがな かぶしきがいしゃ けいざいでんこう
会社名 株式会社 経済電工

代表者の氏名 代表取締役 経済 太郎

連絡者 品質管理課 経済 一郎 電話 06-6966-6000

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日 平成 年 月 日
電気用品の製造事業を開始した日を記載する。
- 2 製造する電気用品の区分 電子応用機械器具
(法令の別表第一を参照の事。
例示はレコードプレーヤーの場合)
- 3 製造する電気用品の型式の区分 別紙のとおり
- 4 当該電気用品を製造する工場または事業場の名称 および所在地
名称 株式会社経済電工 本社工場
所在地 大阪市中央区大手前1-1-1
- 5 専ら輸出するための当該電気用品の製造の事業を行おうとする者にあつては、その旨
有り・無し
(上記 に該当が無ければ、無しに)

当該電気用品の品名	型式の区分
レコードプレーヤー	定格電圧(1)、絶縁変圧器(2)、電源スイッチ(1)、受信機構(2)、遠隔操作機構(2)、電源電線と器体との接続の方式(1)、二重絶縁(2)

ラベルの表示事項	<div data-bbox="315 121 846 416" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  <p>株式会社 経済電工 定格電圧 : 100V 定格消費電力 : 15W 定格周波数 : 50/60Hz</p> </div>
構造・動作原理等の説明のこと	<p>小形電動機とその駆動力を伝達する機構により、ターンテーブルを所定回転数にて回転させ、ターンテーブル上に置かれたレコードの音溝をピックアップ装置により音溝の機械的振動を電気信号として取り出す装置である。</p> <p>なお、付加装置として、駆動力伝達機構の途中よりその駆動力を分岐してその動力を応用したピックアップオートリターン機構、レコードのオートチェンジャー機構などを有するものがある。</p> <p>本装置の出力電気信号は極めて微弱であるため、別途設けられる増幅器、拡声装置又はラジオ受信機等に接続することにより再生音を得ることができる。レコードプレーヤーの出力電気信号は、ステレオ方式の場合は2個の出力信号となる。</p> <p>(注1) <u>構造・動作原理等を具体的に記載してください。</u></p> <p>(注2) <u>また、構造が複雑なものについては電気回路を添付してください。</u></p>
組立図	別添（構造図面、写真、またはカタログ）のとおり